

(様式1-3)

玉川村定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成26年8月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	玉川村総合運動公園整備事業	事業番号	C-1-1
交付団体		玉川村	事業実施主体		玉川村
総交付対象事業費		430,912(千円)	全体事業費		430,912(千円)
<b>事業概要</b>					
○事業の概要					
原発事故以降、子供が屋外で遊ばなくなった事で、子供達の体力が低下傾向にある現状を改善するため、安心・安全にスポーツ施設や遊具を活用した遊びの広場を整備し、子どもたちの体力強化及び村全体としての健康増進を目標とし、玉川村の中心にある総合運動公園に人工芝の多目的グラウンド及び大型複合遊具で遊べる広場を整備する。					
なお、人工芝の多目的グラウンド及び既存のステージは、全天候型とすべく、屋根がけを行う。					
〔施設概要〕					
・整備する総面積 2,198.4㎡					
(内訳)・屋根付多目的グラウンド(全面人工芝) 面積A=1,000㎡ (フットサルコート1面35m×20m)					
・ステージ屋根掛け(休憩所として利用) 面積A=381.4㎡					
・大型複合遊具整備 面積A=776.5㎡					
・その他(道具庫、安全フェンス) 面積 40.5㎡、H=1.2m×L=70.0m					
○定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性(実施要綱第4の4の一)					
玉川村振興計画並びに玉川村復興計画、玉川村次世代育成支援行動計画において、安心して子育てができる生活環境の整備や健康増進を目的としたスポーツの振興及び施設の整備が位置付けられており、これら施策を推進する事により、放射線による健康被害への不安の解消と、親子が安心して安全に遊び運動する事が出来る環境整備を目標に掲げている。					
・第5次玉川村振興計画(後期計画) / P32~P33					
・玉川村復興計画 / P22~P23					
・玉川村次世代育成支援行動計画 / P41・P53					
※まちづくり計画等の該当箇所を添付してください。					
<b>人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係</b>					
○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障(実施要綱第4の1)					
原子力発電所事故以前における村の人口は7,231人(平成22年国勢調査)であったが、平成26年4月1日現在までに274人(3.79%)減少して6,957人となっている。このうち18歳以下の子供がいる世帯では県外に47人が転出し、結婚適齢者或いは若い夫婦がいる世帯では13人が県外に転出しており、原発事故の不安によるところが大きいものと考えられる。					
また、全国避難者情報システム(平成24年10月現在)で34人が自主避難を行っており、北海道から東京都まで自主避難を余儀なくされている。					
この様な人口流出の結果、各地域におけるこども育成会等の活動や村が行う子供を対象としたイベント					

ト等で内容の変更や規模の縮小等を余儀なくされており、村内には子供が主となっている地域文化行事があるが、子供が減少している事で、少なからず影響が見られる。今後の村を支えるはずの青年層から子供までの流出は、地域活力の低下に繋がっているのが現状である。

【子どもの運動機会の確保のための事業】

○事業実施の必要性（実施要綱第4の1）

小学校における体力テストの結果から小学生の体力に低下傾向が見られるため、未就学児を含め小学生及び中学生を対象として、屋外での運動機会を確保し、体力向上を図るための屋根付広場を整備する。

また、屋外ステージに屋根掛けを行う事で屋根付広場を利用又は大会等を行う際、新たに休息スペースを設ける事なく、子供や保護者の休息・観覧場所等を確保する事が可能となり、雨天時にもスポーツだけではなく、各種ダンスの披露やイベント等を行える環境を整える。

これらの整備を行う事により、スポーツによる運動機会を確保しつつ、スポーツが苦手な子供でも屋外で活動する機会を作り、放射線への不安の払拭に繋げる。

○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（実施要綱第4の4の二①）

小学校で行っている体力テストの結果では、震災前（平成22年度）と震災後（平成24・25年度）を比較すると全体的に低下傾向にある。学年毎に比較すると震災前は全国平均よりも高いか同程度の点数であったものが、直近のテストでは多くの学年において低下している傾向が見られるが、特に、男女とも低学年が体力の低下傾向が顕著である。

	平成22年度	平成24年度	平成25年度
1年生（男）	33（30）	31（31）	<u>28</u>
（女）	33（30）	33（30）	<u>29</u>
2年生（男）	40（30）	41（31）	<u>35</u>
（女）	40（30）	42（30）	<u>38</u>

※ 原発事故後、当時未就学児が屋外での運動の制限に由るところが大きい。

※ （ ）は全国平均

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第4の4の二①）

小学校や中学校、幼稚園等の校庭・園庭の除染は完了しているが、校庭・園庭又は学校の体育館は、安全管理の面から土日の解放を行っておらず、小学生等が遊びや運動を行える出来る施設が不足しているのが現状である。また、村内には体育館が3箇所あるが、それぞれの施設では地域のスポーツ団体等（社会人及び高齢者）が使用しているため、子どもが常時利用出来る環境にはないため、それらを利用する事は難しい状況となっている。

特に、フットサルを行っている子どもたちは、震災後、体育館（フットサルができる施設が少ない）の利用ができないため、近隣の市の民間スポーツ施設（有料）を利用している状況にある。

○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（実施要綱第4の4の二①）

玉川村内において、屋根付広場を整備するにあたり、新たに用地の獲得するのは困難であるため、村の3学区の中心である既存の総合運動公園内の敷地を有効活用して運動する環境を整え、運動意欲の増進や子育て世代への啓発を図る必要がある。

○施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（実施要綱第4の4の二①）

本村においては、子供が屋外でスポーツや遊びながら体を動かせる施設や公園が少なく、村総合計画策定時や教育委員会でのアンケート調査においても当該施設整備が強く求められている状況にあった。

当該施設を整備する事により、村内全域の児童及び幼児（約 600 人（乳児除く））が常時運動出来る環境を提供し、低下した体力の向上を図り、屋外での運動や活動を行う事への不安解消し、運動機会の増進へと繋げるものであるため、効果的な事業となっている。

○地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（実施要綱第 4 の 4 の二②）

施設建設予定地である総合運動公園は、玉川村の東部地区と西部地区のほぼ中間地点にあり、東西を繋ぐ県道矢吹小野線沿いにあり村内全域の方が利用しやすい立地条件となっている。また、総合運動公園敷地内に整備する事から、直ぐ近くに駐車場があり、親子が車を利用して来場する事も可能となっている。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（実施要綱第 4 の 4 の二③）

本村では村民誰もが加入出来る元気スポーツクラブが組織され、現在の会員数は子供から大人まで併せて約 330 人名が加入している。子供を対象とした事業としては『フットサル教室』等が行われているが、各種スポーツ団体等が体育施設を定期的に利用しており、現在の教室数を増やす事が出来ない状況にある。この様な状況から当該施設を整備する事で、教室数の増加や多様化する住民のニーズにあった新たな運動教室の展開が可能となる。また、近年学校教育に組み込まれたダンス授業についてもステージを活用したダンス教室や成果披露、ステージと屋根付広場を利用したスポーツ大会等の活用が可能となる。

○ 効果の検証方法

村内の小学校を対象とした体力測定による検証の他、村の広報を利用した利用者アンケートや、未就学児の保護者を対象としたアンケート調査の実施により事業効果の検証を行う。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	